

品川区立体育館における指定管理者候補者の公募について

1. 趣旨

品川区立体育館については、区民の体育、スポーツおよびレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的に管理運営を行っている。令和8年3月31日をもって現指定管理者の指定期間が終了するため、令和8年4月1日からの新たな指定管理者候補者を公募する。

2. 指定管理者が管理を行う施設

- (1) 品川区立総合体育館（東五反田2-11-2）
- (2) 品川区立戸越体育館（豊町2-1-17）

3. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 施設等の貸出しおよび適正利用に関すること。
- (2) 体育、スポーツおよびレクリエーションに係る事業の運営に関すること。
- (3) 利用料金の徴収に関すること。
- (4) 施設等の維持および修繕に関すること。
- (5) 自主事業に関すること。
- (6) その他区長が必要と認めた業務

4. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

5. 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法
簡易型プロポーザル方式（公募型）
- (2) 選定委員会の設置
候補者の選定に当たり、「品川区立体育館指定管理者候補者選定委員会」を設置する。
- (3) 選定基準
 - ① 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
 - ② 体育館の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - ③ 体育館の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
 - ④ その他体育館の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

6. 今後の予定

- | | |
|--------|---|
| 令和7年6月 | 募集要項の配布 |
| 9月 | 指定管理者候補者選定予備委員会開催
指定管理者候補者選定委員会開催・選定 |
| 12月 | 指定管理者指定の議決 |
| 令和8年3月 | 指定管理者業務の協定締結 |
| 4月 | 指定管理者業務開始 |